

八戸市都市計画審議会 委員募集

**募集期間：令和8年3月19日（木）から
4月20日（月）まで**

八戸市では、広く市民のみなさんの意見を都市計画行政に反映させるため、委員の一部を公募しております。

まちづくりに関心をお持ちのみなさんのご応募をお待ちしています。

- 募集人員 2人以内
- 任期 2年（令和8年7月1日頃から2年間）
会議は、年3回程度、平日の日中で半日程度を予定
- 応募条件 ①当市の他の審議会等の委員を3つ以上兼務していない人
②当審議会の委員として構成員を推薦する団体に所属していない人
- 応募方法 応募申込書に必要事項を記入し、
『八戸市の今後の都市計画（まちづくり）について』
をテーマとした意見・提案等（800字程度）を添えて、
郵送、FAX、持参により応募してください。
応募申込書の必要事項の記載があれば、E-mailも可とします。
（件名は「委員公募」）
詳細につきましては、裏面をご覧ください。



● 問い合わせ先

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
八戸市 都市整備部
都市政策課 都市計画グループ（市庁別館6階）
TEL：0178-43-9420（直通）
FAX：0178-41-2302
E-mail：toshisei@city.hachinohe.lg.jp

(裏面)

八戸市都市計画審議会委員公募実施要領

下記の通り八戸市都市計画審議会の委員を公募する。

- 1 目的
当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を都市計画行政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。
- 2 職務
当審議会は、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定により設置される機関で、都市計画法によりその権限に属された事項の調査審議、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議することを職務とする。
- 3 募集人員
当審議会の公募による委員の定数は、2 人以内とする。
- 4 任期
委員の任期は、選任時(令和 8 年 7 月 1 日予定)から 2 年とする。
ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 報酬等
1 回の出席につき、8,800 円(税込)の報酬を支給する。
ただし、交通費は支給しない。
- 6 会議の開催
 - (1) 開催回数は、年 3 回程度を予定。
 - (2) 開催時間は、平日の日中半日程度を予定。
- 7 応募条件
市内に住所を有し、住みやすい・住み続けられるまちづくり、中核市に相応しい魅力・活力あるまちづくりの実現に、関心のある者とする。
ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - (1) 現在、当市の他の附属機関(審議会等)の委員を 3 つ以上兼務している者
 - (2) 当審議会の委員として構成員を推薦する団体に所属している者
- 8 応募方法
別に定める応募申込書に必要事項を記入し、「八戸市の今後の都市計画(まちづくり)について」をテーマとした意見・提案等を 800 字程度の文章にまとめ、郵送、FAX、又は持参により応募する。その他、応募申込書の必要事項が記載されていれば E-mail でも可とする。(件名は「委員公募」)
応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1 都市整備部 都市政策課(別館 6 階)
TEL : 0178-43-9420 FAX : 0178-41-2302
E-mail : toshisei@city.hachinohe.lg.jp
- 9 募集期間
令和 8 年 3 月 19 日(木)から令和 8 年 4 月 20 日(月)17 時まで(必着)とする。
- 10 決定の方法
原則として、書類選考とする。
- 11 結果の通知
選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。
- 12 選考結果の本人への提供
選考結果は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。
 - (1) 提供の求めの方法
都市政策課において口頭により行う。
 - (2) 提供する情報の範囲
応募者の中での順位及び得点
 - (3) 提供の方法
都市政策課において本人確認をした上で閲覧により行う。
 - (4) 提供できる期間
選考結果通知日から 1 か月間とする。なお、当期間経過後は、法第 77 条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。
- 13 応募申込書等の取扱い
受付した応募申込書等は返却しないものとし、当審議会の公募以外の目的には使用しないものとする。
- 14 備考
公募以外の委員は、おおむね学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員及び市民等で構成する予定である。
- 15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。